平成２２年（フ）第５９号
新潟県新発田市大伝683番地４
債務者　細野　　亮
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第７２号
愛知県一宮市小信中島字郷南3154番地
債務者　小川　盛仁
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６７号
愛知県一宮市三条字郷東藤20番地
債務者　中島由紀江
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８４号
愛知県犬山市上坂町５丁目157番地　ＯＫＵＭＵＲＡニューハイツ
債務者　小川昭一郎
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８５号
愛知県一宮市赤見２丁目12番18号　山口マンション302号
債務者　遠矢三代子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１９３号
和歌山市善明寺211番地、住民票上の住所和歌山市善明寺377番地
債務者　竹友　祐明
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１号
山口県山陽小野田市大字小野田523番地１市営住宅Ｄ棟36号
債務者　中西　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８４号
山口県宇部市大字東岐波1196番地282
債務者　岩本こと　李　　文吉
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１１４号
香川県高松市宮脇町１丁目21番19号
債務者　雨宮　健一
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４６０号
名古屋市千種区唐山町１丁目44番地　セオークス東山106号
債務者　鈴木　光幸
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０７号
愛知県北名古屋市片場八瀬の木20番地１　佐枝ビル402号
債務者　鈴木　由博
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６４号
名古屋市北区清水３丁目19番11号　錦荘２階６号
債務者　清水　幸好
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５号
兵庫県相生市旭６丁目23番地
債務者　菅原　嘉文
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２６７号
兵庫県高砂市米田町米田278番地の７　レオパレス正和荘101号
債務者　重松　景広
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８０号
兵庫県姫路市市川台２丁目１番地市住４―22
債務者　久野トモ子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４８号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山１丁目３番17号　阿部拓二貸家
債務者　井上　敏子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
宮城県亘理郡山元町浅生原字山王38番地６
債務者　伊藤　正志
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
秋田市外旭川八柳１丁目13番37号　工友荘Ａ－１
債務者　塚田　　幸
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部